

第七十二号議案

江戸川区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和三十六年十月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「は数」を「端数」に、「年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）」を「江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）第八条に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年じゅんの日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

付則第二項中「第四条」を「第三条」に改める。

付則第三項を次のように改める。

3 当分の間、第三条第一項に規定する延滞金の割合は、同項の規定にかかわらず、江戸川区特別区税条例で適用される割合の例による。

付則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の改正に伴い、延滞金の割合に  
ついでの特例を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたし  
ます。